

イ 出願公開請求書の提出以前に、出願公開されているとき。〔特64の2(1)①〕

ロ パリ条約による優先権等の主張を伴う出願でその証明書が提出されていないとき。〔特64の2(1)②〕

ハ 外国語書面出願で外国語書面の翻訳文が提出されていないとき。〔特64の2(1)③〕

(20) 出願審査請求手数料の返還請求をする場合において、次に該当するとき。

イ 出願が放棄され又は取り下げられた日から6月を経過した後に返還請求をしたとき。〔特195(1)0〕

ロ 出願審査請求手数料の納付に係る手続をした者以外の者が返還請求をしたとき(代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除きます。)

ハ 出願審査請求手数料を完納していない事件について返還請求をしたとき。

ニ 審査の通知等に係る書類の到達後に出願の放棄又は取り下げがなされた事件について返還請求をしたとき。〔特195(9)①～④〕

(21) 回復理由書が次に該当するとき。

イ 救済手続期間外に提出されたとき。〔特施規25の7(4)、38の2(2)1、69の2(1)、実施規21の4(1)〕

ロ 回復の理由の記載がされていないとき。

ハ 回復対象となる手続が提出されないとき。

ニ 回復対象となる手続をすることができる者以外の者が手続をしたとき。

(22) 上記「*願書及びその添付書類」欄の(3)、(4)及び(7)は、願書以外の出願書類に準用します。この場合において、(4)については、在外者である国際特許出願人が国内処理基準時までには手続をする場合又は特許管理人を有する在外者が日本に滞在している場合は、適用しません。

3. 弁明書

却下理由通知に対しては、指定した期間内に弁明書を提出することができます。

弁明書は、次の様式により作成します。

特施規様式第15の4 (第11条の4関係)

【書類名】	弁明書
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【弁明をする者】	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	特許株式会社
【代理人】	
【識別番号】	1 9 0 0 0 5 6 7 8

【弁理士】

【氏名又は名称】 特 許 二 郎

【発送番号】 ○○○○

【弁明の内容】。

【提出物件の目録】

〔備 考〕

1 「【弁明をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【弁明をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【弁明をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式13の備考10と同様とする。この場合において、様式第13の備考10中「【補正の内容】」とあるのは「【弁明の内容】」と読み替えるものとする。

4. 手続却下の処分

指定した期間内に弁明書の提出がないとき、又は弁明書の提出があっても却下理由が解消できないときは、当該手続（申請）が却下されます（特18の2(1)）。